

## 「経済教育」研究 (第9報)

—「幸福」「正義」「公正」を視座とした  
高等学校公民「現代社会」の教科書分析に見る課題—

宮原 悟

### A Study of Economic Education (IX) : Some Problems Found by Analyzing Civics Textbooks 'Contemporary Society' at the High School Level In Terms of 'Happiness' 'Justice' and 'Fairness'

Satoru MIYAHARA

#### 1、はじめに

平成21年3月9日に文部科学省より告示された高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から学年進行により段階的に適用された。その機会に、『「経済教育」研究 (第6報) - 高等学校新学習指導要領「公民」に見る「経済教育」の分析と課題<sup>1)</sup>』で、高等学校学習指導要領が示す公民における「経済教育」の方向性や課題を示した。

平成19年5月18日に「日本国憲法の改正手続に関する法律 (いわゆる国民投票法)」が公布され、満18歳以上の日本国民が選挙権を有することとなった。そして、平成27年6月の衆参両院本会議で「公職選挙法等の一部を改正する法律案」が可決され、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることになった。ゆえに、高等学校は在学中にも選挙権を有することになる生徒に対し、有権者・世論形成者として社会参画するための自覚や資質を育成する必要性を強く意識しなければならない。取り分け高等学校「公民」は、平成20年1月17日での中央教育審議会答申の改善の基本方針に「持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する<sup>2)</sup>」とあるように、その中核的役割が期待される。

選挙権年齢の引き下げにより、およそ230万人の若者が新たに有権者の仲間入りをした。民主主義とは「民衆による支配」のことであり、換言すれば「自分たち社会のことは自分たちで決める仕組み」のことである。ゆえに、高等学校段階までに有権者に相応しい社会的諸事象に対する意思決定能力を育成することが求められる。ところで、意思決定能力の育成は一朝一夕に達成できるものではなく、それは小中高等学校を通した一貫性教育による積み上げでこそ可能となる。しかしながら、これまで一貫性教育の必要性が言われつつも教育現場ではそれほどには実質化されてこなかった。だが、現行学習指導要領が中学校社会「公民的分野」で現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として「対立と合意」「効率と公正」という概念を示し、さらには高等学校公民「現代社会」が社会の在り方を考察する基盤として「幸福」「正義」「公正」という概念を示した。これらの相互に関連した概念が一貫性教育の意味する「発展性」「関連性」「連続性<sup>3)</sup>」を保証するものとして、一貫性教育による意思決定能力育成が現実のものとなる可能性が生じてきた。

これまで「経済教育」とは「経済の基本的概念を学ばせ、様々な経済問題に対し合理的・倫理

的に意思決定し解決しようとする責任ある市民性を育成するための教育」と筆者自身定義し、<sup>4)</sup> 経済的意思決定能力の育成を目指した一貫性「経済教育」の必要性を述べてきた。そのための課題について、小学校「経済教育」では「小学校社会科“経済教育”への一提案－オーストラリア“経済教育”に見る一貫性を手がかりとして」<sup>5)</sup> として、また中学校「経済教育」では「“経済教育”研究(第5報)－中学校新学習指導要領社会“公民的分野”における“対立と合意”“効率と公正”をめぐって」<sup>6)</sup> などとして示した。本稿では、高等学校公民「現代社会」の「経済教育」内容を中心に、一貫性教育への可能性を拓く「幸福」「正義」「公正」の三つの概念を視座として教科書分析を試みる。そして、小中高一貫性「経済教育」により経済的意思決定能力を育成するためには、現行教科書にどのような課題が存在するかを明らかにする。

本研究に関連するこれまでの研究は、「幸福」「正義」「公正」についての概念研究、部分的な授業実践の試みなどがみられる。けれども、「幸福」「正義」「公正」が社会の在り方を考察する基盤として示された学習指導要領の特徴を受け、その実質化に向けての教科書におけるそれらの取り扱いについて、「経済教育」の観点から比較分析及び課題提示を本格的に試みたものはまだない。18歳選挙権が現実のものとなるなか、それに対応すべく「経済教育」として教科書「現代社会」がどうあるべきかについて、本稿が多少なりとも示唆となれば幸いである。

## 2、小中高一貫性「経済教育」と高等学校公民「現代社会」教科書分析の

### 視座としての「幸福」「正義」「公正」

#### (1) 小中高一貫性「経済教育」と「幸福」「正義」「公正」

前述のように、「経済教育」とは「経済の基本的概念を学ばせ、様々な経済問題に対し合理的・倫理的に意思決定し解決しようとする責任ある市民性を育成するための教育」と筆者自身定義してきた。選挙権年齢引き下げの法制化を受け、このように定義する「経済教育」の必要性がいよいよ実感される場所である。「選挙」と言えば「主権者教育」「法教育」などが意識されやすいが、政治とは「経済的利害対立の調整」であることを想起するとき、経済的意思決定能力の育成を目指した「経済教育」は想像以上に重要だと考える。選挙権年齢の引き下げは、国際的な趨勢であることに加え、シルバー民主主義とも言われる高齢者の割合の増加及びその高投票率に支えられた高齢者の立場に偏重した社会制度の是非を問うなどの理由によるものである。1,000兆円もの累積財政赤字を抱えながら年金・医療などの社会保障制度や税制の改革は遅々として進まず、後世にその付けをもたらず結果となることもシルバー民主主義がもたらしたネガティブな一面だと考えられる。このように、選挙権年齢の引き下げにすこぶる経済的要因が影響していることでも「経済教育」の重要性が確認される。

ところで、この意思決定能力は一朝一夕に育成することはできず、小・中・高等学校での教育全体を通して一貫して追求すべき課題である。それゆえ、小・中学校「社会」及び高等学校「公民」の学習指導要領の目標を「公民的資質(高等学校は公民としての資質)の育成」として一貫させてきた。けれども、これまで「公民的資質の育成」との一貫性目標の明記にもかかわらず、それを保証する体系的・具体的カリキュラムの研究・実践が不十分なため実質化できなかった。『小・中・高一貫の公民形成カリキュラム研究・開発と実践』<sup>7)</sup>によれば、小・中・高一貫性カリキュラムとは「学習到達目標の一貫的“発展性”(expansibility)」「学習内容の累積的・発展的“関連性”(linkage)」「問題解決に必要な社会諸科学や方法論の形成・習得における“連続性”(continuity)」の三つを特徴とする。そのような一貫性を教育現場や教科書記述などにおいて充分には認識してこなかったことが、一貫性による意思決定能力の育成を妨げてき

たと考える。

一貫性カリキュラムによる意思決定能力の育成のためには、「社会事象の分析や意思決定の際の手段（道具）としての知識や学問原理、研究方法が一貫的“連続性”をもって追究されなくてはならない。そのためには、小・中・高の全学習プロセスを通して繰り返し学習される“知識の核”としての“中心概念群”が明らかにされるとともに、そのステップは、あたかも灯台を逆にしたような階段を一段登るごとに視野がより広く開け、深み（高み）を増すような“ラセン型学習コース”とでも呼びうるものとして設計される必要がある<sup>8)</sup>とされる。その観点から、現行学習指導要領が中学校社会「公民的分野」で現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として「対立と合意」「効率と公正」という概念を示し、さらには高等学校公民「現代社会」が社会の在り方を考察する基盤として「幸福」「正義」「公正」という概念を示したことは極めて重要である。なぜなら、今般の中・高学習指導要領で初めて示されたこれらの概念が「知識の核」としての「中心概念群」とも理解されるからである。ゆえに、「幸福」「正義」「公正」を視座とし、「現代社会」の教科書記述がこれらの一貫的概念群による意思決定能力の育成をどれほど実質化したものとしているかについて分析する必要がある。

## （2）「現代社会」教科書の「経済内容」分析の視座としての「幸福」「正義」「公正」

「高等学校学習指導要領解説 公民編」の「第2章 各科目、第1節 現代社会」には、教科書分析の視座とする「幸福」「正義」「公正」について、以下の「表（1）」のように記述されている。<sup>9)</sup>

ここでの「幸福」「正義」「公正」についての内容及びその取扱いについての記述は、以下の三つに要約できる。その一つは、「幸福」「正義」「公正」について「現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものとして」「社会の在り方を考察するうえで大切であることを」理解させることである。つまり、これらの概念が現代社会の諸課題や社会の在り方を考察する枠組みとして大切だと理解させることである。その二つは、「幸福」「正義」「公正」を現代社会の諸課題を考察する枠組みとしてどう定義するかということである。ここでは、「幸福」についてはその願いができる限り実現できるよう配慮されていること、「正義」については何がよりよい社会形成にとって正しいのかということ、「公正」については社会の制度や規範及び行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることと定義している。ゆえに、「幸福」「正義」「公正」の具体的な中身については、現代社会の諸課題や社会の在り方を考察するなかで課題ごとに追究すべきものとなる。その三つは、「幸福」「正義」「公正」について現代社会の諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことである。それらの概念について、個別に取り上げ理解を求めるものではないということである。

なお、「公民編」での文章表現には難解なものも多く、取り分け「表（1）」に示した抜粋部分ではその傾向が感じられる。「幸福」「正義」「公正」の取り扱いに関して、公民教育関係者が誤解なく容易に理解・実践できるものであったらとの印象を付け加えておく。

表(1)「高等学校学習指導要領解説 公民編」における  
「幸福」「正義」「公正」に関する記述の抜粋

「社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させる」については、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものとして「幸福、正義、公正」などがあることを理解させるとともに、これらが社会の在り方を考察する上で大切であることを理解させることを意味している。「幸福、正義、公正」などの関係を説明すると以下ようになる。一人一人の人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めている。個々人は、自らの「幸福」を願い、充実した人生を求めているのであって、こうした願いができる限り実現できるよう配慮されていることが、現代社会の諸課題を考察する上で大切なことであると言える。しかし、自己の幸福の追求は、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突することがある。そこで、このような対立や衝突を調整し、いかによりよい社会を形成すべきかを考察することが必要である。そのとき、すべての人にとって望ましい解決策を考えることを、ここでは「正義」について考えることであるとしている。つまり、ここでいう「正義」とは、何か特定の内容があると考えられるのではなく、何が社会にとって正しいのかということについて考えることが「正義」について考えることであるととらえているのである。「正義」について考える際に、必要となってくるのが「公正」である。すなわち、「公正」とは、対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程において、また、その結果の内容において、個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることである。また、「公正」であるとは、社会の制度や規範、あるいは行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることということもできる。例えば、対立や衝突の調整を図る場合、当事者のうち片方の主張だけを取り上げていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているかなど、手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどを一つの目安として考えることができる。以上のように、「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切である。現代社会において「幸福、正義、公正」などがどのような形で実現されてきたのか、諸課題を解決していく中で、「幸福、正義、公正」などをどのように実現していくのか、そのためには課題をとらえて考察するための基本的な枠組みはどのようにになっているのかということに身に付けさせることを目指しているからである。

さて、高等学校公民「現代社会」が社会の在り方を考察する基盤とした「幸福」「正義」「公正」という概念を「経済教育」に限定した場合に、それらの内容及び取扱いをどのように捉えるべきであろうか。上述した「学習指導要領解説 公民編」での三つの要約に依拠しつつ、以下に「経済教育」で留意すべき点を述べる。<sup>10)</sup>

「幸福」「正義」「公正」の三つの概念について、現代社会の諸課題や社会の在り方を考察する枠組みとして大切だと理解させること、現代社会の諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことについては、「経済教育」であってもそのまま踏襲されるものとする。ここで肝要なのは、三つの概念を現代社会の諸課題を考察する枠組みとしてどう定義するかに関連することである。「経済」の語源は、「経世済民(世の中をおさめ、民を救うこと)」である。このことから、経済とは決して個人的・利他的なお金もうけではなく、人々が幸福に生きられるようにする営みだと理解される。また、「経済課題」の本質とは希少な資源の配分をめぐる「経済合理性」と「経済倫理性」の対立である。「経済合理性」とは希少な資源の「効率」的利用は自由競争によって実現されるという考え方であり、「経済倫理性」とは希少な資源の「公正」「平等」的利用は自由競争では実現されず政府の介入・計画も必要だという考え方である。結局、「経済課題」とはトレード・オフ(Trade-off)の関係にあるこの両者の考え方を各々両端とする数直線上において、希少な資源の配分をめぐる経済政策をどの位置にとるかの対立を合意に導く葛藤のプロセスなのである。もちろん、経済政策の位置の対立を合意に導く指標は「経世済民」でなければならない。ここまで述べた「経済の語源」及び「経済課題の本質」は、「幸福」についてはその願いができる限り実現できるよう配慮されていること、「正義」について

は何がよりよい社会形成にとって正しいのかということ、「公正」については社会の制度や規範及び行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることとする指導要領の定義とオーバーラップしている。このことより、現代社会の諸課題の中でも取り分け経済諸課題は「幸福」「正義」「公正」の枠組みでどのように考察されるべきかがおよそ理解される。ところで、「おカネの量、つまり購入可能なモノやサービスの量は、ひとの境遇を決める大きな要素の一つではありますが、それだけでは福祉の水準を測るのに十分とはいえません」<sup>11)</sup>「豊かさは、それ自体を最終目標として追求されるというよりも、何かを実現するための手段として求められるものなのである」<sup>12)</sup>など、「幸福の経済学」とも呼ばれる経済学の範疇も存在するがごとく、人間の幸福と経済的豊かさとの関係についての探究は多様であり難解なものである。ゆえに、「経済教育」における「幸福」を短絡的に「豊かさ」や「おカネ」という事象に帰することのないようにしなければならない。

「幸福」「正義」「公正」を現代社会の諸課題や社会の在り方を考察する枠組みとするなら、上述したこれらの概念の内容及びその取扱いを基に教科書を分析する必要がある。

### 3、「幸福」「正義」「公正」を視座とした

#### 高等学校公民「現代社会」教科書における「経済内容」分析の方法

「高等学校学習指導要領 公民」の「3 内容の取扱い、(2)のイの(ア)」に、「内容の(2)」については「項目ごとに課題を設定し、内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察させること」とある。また、「3 内容の取扱い、(2)のウ」には、「内容の(3)」については「この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること」とある。つまり、「幸福」「正義」「公正」を枠組みとして現代社会の諸課題や社会の在り方を考察する学習活動は、内容の(1)はもちろんのこと、教科書全体で展開しなければならないのである。ゆえに、まずは教科書分析の対象を経済内容だけに限定せず教科書全体として触れる。その上で、経済内容に焦点化し「2」で論じた「経済の語源」「経済課題の本質」を意識しつつさらなる分析を加える。したがって、「表(2)」にも示したように各社教科書の分析及びその結果を「教科書全体」「経済内容」の二つの枠組みを設定し要約した。ただし、「経済内容」については、「内容の(2)のエ 現代の経済社会と経済活動の在り方」を中心とするが、その他の内容での経済関連の記述についてもそれに含めるものとした。さらに、「幸福」「正義」「公正」を視座とした分析であるが、上述の「2、小中高一貫性“経済教育”と高等学校公民“現代社会”教科書分析の視座としての“幸福”“正義”“公正”」に依拠しつつ、その取扱いの程度及び三つの視座を各々どのようなものとして認識して取扱っているかを主とした。なお、分析対象とした教科書は、各自治体の高等学校で比較的採択率が高いとされる「東京書籍（以下、「東書」）」<sup>13)</sup>「実教出版（以下、「実教」）」<sup>14)</sup>「帝国書院（以下、「帝国」）」<sup>15)</sup>「第一学習社（以下、「第一」）」<sup>16)</sup>の四社である。

#### 4、「幸福」「正義」「公正」を視座とした高等学校公民「現代社会」の「経済内容」の分析 表(2)「幸福」「正義」「公正」を視座とした高等学校公民「現代社会」教科書の分析結果

	教科書全体としての分析結果	経済内容についての分析結果
東京書籍	<p>「この教科書は3部構成をとっている。第1部“わたしたちの生きる社会”では、幸福、正義、公正を視点として学習する。わたしたちの社会は“あちらを立てればこちらが立たず”の関係で満ちており、そこから利害の衝突が生まれる。また、正義の実現はだれもが望むところであるが、“……こそが正義である”といったたん、他の考えや行動を許さない不寛容(不正義)が蔓延する可能性もある」と4頁に書かれている。それを受けつつ、「第1部 わたしたちの生きる社会」の見開きに、「ここで、幸福、正義、公正などの倫理的な視点が必要になります。ここでは、“クローズアップ”を参考にこれらの視点に立って、多面的に、環境や生命や情報について考えてみましょう」と5頁に書かれている。この記述では、指導要領で示された「幸福」「正義」「公正」の取扱いを充分には説明できていないし、クローズアップでの参考のあり方も見えにくい。「第2部 現代の社会と人間」では、「幸福」「正義」「公正」による考察に配慮したとされる「考える人(筆者が命名)」のマークが17か所あり、それらについて「第1部で学んだ幸福、正義、公正の視点を用いて、より深く考えてみましょう。そうすることによって、現実の社会的な問題に直面したときに、よりの確かな判断ができるようにしましょう。側注欄にある“考える人”マークのついた間かけは、そのためのヒントです。」と書かれてある。けれども、マークで提示されているヒントを基に「幸福」「正義」「公正」の視点から考察するには、ヒントの内容がそのような記述表現になっておらず、高校生にとって概念をどう課題と関連付け活かすかは相当困難な学習活動であるように思われる。「第3部 ともに生きる社会をめざして」では、「ここまで学んできて、みなさんは“現代社会”のさまざまな分野について、理解し、考えてきたことと思います。そのときに、幸福、正義、公正といった倫理的な視点を活用することも試みられてきたでしょう。そこで、ここでは、“個人と社会”“社会と社会”“現役世代と将来世代”といった、しばしば幸福追求が対立しがちないくつかの問題を取り上げて、社会の持続可能な発展に結びつく答えを、いろいろと考えてみましょう。」と書かれている。第1部で「幸福」「正義」「公正」の取扱いを充分には説明できていないことが最後まで影響し、ここまでこれらの視点を実際にどれほど活用できたか及び締めくくりにしてどうそれらを活用するかは曖昧のままの印象を持つ。</p>	<p>「第1部 わたしたちの生きる社会」におけるクローズアップ「国際社会で温暖化対策をどのように進めるか」、「第2部 現代の社会と人間」では「考える人」のマークで「自分の就きたい職業について、その理由と社会的な意義について考えてみよう」「個人や企業がどのような目的で経済活動を行っているのか、また、経済活動に対してどのような責任があるのか、考えてみよう」「日本の累進課税のあり方について考えてみよう」「グローバル化のなかでどのように産業の保護と育成をはかったらよいか考えてみよう」「日本が国際社会において果たすべき役割を考えてみよう」「自由貿易と保護貿易について、それぞれが主張される背景について考えてみよう」「先進国の発展途上国に対する経済協力はどのような点に意義があるか考えてみよう」と8つ課題を示し取り扱っている。「幸福」「正義」「公正」の視点から考察するには、ヒントの内容がそれを意識した記述表現になっていない。そのため、これらの概念をどう経済課題と関連付けたいのか、経済課題に対してはどのように考察されるべきかなど、高校生にとっては相当困難な学習活動であり実質化が難しいように思われる。</p>

<p>実 教 出 版</p>	<p>教科書全体として、現代社会の諸課題を「幸福」「正義」「公正」の視点から考察させるための記述がほとんど見られず、学習指導要領の求める「“幸福”“正義”“公正”などを現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組み」とした記述にはなっていないように思われる。学習指導要領における他の内容はもちろんのこと、そのような視点からの考察を明示・強調している内容の（1）ですらそのようには記述されていない。内容の（2）のAなどを中心として、教科書記述上の単なる言葉として「幸福」「正義」「公正」は出てくるが、考察させる視点としては取り扱われていない。ただ、17・24頁に「資源の公正な分配について考えてみよう」、33頁に「公正という観点から発展途上国と先進国との臓器売買について（筆者が要約）」、61頁に「正義って何?」、198・199頁に「WTO体制と発展途上国—公正な国際貿易をめざして」「自由や幸福を将来にわたって実現していくためには、どのような課題があるのだろうか」などで、わずかに「幸福」「正義」「公正」の視点から諸課題への考察を促す記述が見られる。ただし、「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げ理解させるのではなく、現代社会における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切である」との指導要領の記述に沿ったものにはなっておらず、各概念が散発的に取り扱われているに過ぎない。なお、教科書の各テーマの冒頭左隅に見られる問題提起の内容に「幸福」「正義」「公正」を基本的枠組みとして考察させる可能性を見いだせるが、そのことに言及した記述は見られない。</p>	<p>特に経済内容の頁に限らず教科書全体に及んで、「資源の公正な分配と持続可能な利用」「増え続ける人口——食糧や水資源の公正な分配について考えてみよう」「公正という観点から問題となるケースとして、発展途上国における臓器売買がある。自国で臓器を必要としている人をさしおいて、ゆたかな先進国の人々が臓器を購入できるのは正しいことなのだろうか」「WTO体制と発展途上国—公正な国際貿易をめざして——発展途上国と先進国が共生し、持続可能な自由貿易体制を実現していくためには、どのような課題があるのだろうか」「自由や幸福を将来にわたって実現していくためには、どのような課題があるのだろうか」という経済課題が示されているが、記述が「幸福」「正義」「公正」という枠組みから考察させるような表現になっていない。また、経済課題の特徴を踏まえて考察させることの意識やその意図を感じさせる記述もほとんど見られない。</p>
<p>帝 国 書 院</p>	<p>現代社会の諸課題を「幸福」「正義」「公正」を基本的な枠組みとして考察させることに関連する記述については、全体としてほとんど配慮されていないように思われる。文章表現上の必要からこれらの概念が用いられている箇所は多いが、考察の枠組みと認識された表現や記述とはなっていない。「第1章の第2節 よく生きるとは」における「幸福」「正義」への言及と、「もしも家族が脳死状態になったら」「ときには嘘をついても許されるのか」の二つの現代社会の諸課題への考察、との2か所のみある程度これらの概念を用いて考察させる記述となっている。「第一部 現代社会の諸課題とそのとらえ方」の表紙部分における「何が“幸福”であるか、そこにはどのような“正義”が存在するのか、それらの“正義”は“公正”なものであるか、を考えよう」との記述について、指導要領の求めからすれば、これらの概念を用いて現代社会の諸課題を考察することを重視する第I部としては説明不足の印象を持つ。なお、教科書の各テーマに添えられている課題について「幸福」「正義」「公正」の枠組みからの考察は可能だが、記述にその意図が感じられない。</p>	<p>経済内容については、「幸福」「正義」「公正」の概念の記述はほとんど見られない。現代社会の諸課題「発展途上国に温室効果ガス削減目標を課すべきか」「何のために働くのか」「どのような年金制度が望ましいか」「ODAの増額にあなたは賛成か、反対か」や教科書の各テーマに「□のしるし」を付けて添えられている課題など「幸福」「正義」「公正」の枠組みから考察できる内容はあるが、教科書の記述自体がその枠組みで考察させるようにはなっていない。もちろん、経済課題の特徴を踏まえて考察させることの意識やその意図を感じさせる記述はほとんど見られない。</p>

第一学習社	<p>「幸福」「正義」「公正」を枠組みとして現代社会の諸課題を考察させる記述は、教科書全体として16か所に及ぶ。それ以外にも、「スキルアップ」でそれらの概念を枠組みとしながら課題探究させるように促している。「幸福」「正義」「公正」を枠組みとした考察について、「第1編 私たちの生きる社会」では5課題を具体例として考察の流れが説明されている。つまり、5課題を通して、「幸福」は様々な立場により異なり対立すること、「正義」とはどの課題も共通して「どうすれば、双方が納得できるような解決策を導き出せるのだろうか?」としていること、「公正」とは「すべての人にとって望ましい解決策を考える時に、“公正”に配慮する必要があるんですね」とされ課題ごとに合意形成された内容が示されていること、との記述により説明がなされている。これらの説明内容は、学習指導要領で指摘される、「幸福」についてはその願いができる限り実現できるよう配慮されていること、「正義」については何がよりよい社会形成にとって正しいのかということ、「公正」については社会の制度や規範及び行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていること、とされる定義に沿ったものになっている。教科書全体を通して、「幸福」「正義」「公正」を基本的枠組みとして現代社会の諸課題を考察させるという学習指導要領の趣旨に最もよく対応した記述となっている。</p>	<p>「地球上ではさまざまな環境問題が起きている。環境を保護するために、熱帯雨林の伐採はやめるべきだろうか?」「石油などの資源には限りがある。資源問題の解決のために、バイオマス・エネルギーの利用を推進すべきだろうか」「資本主義経済下での無制限な自由競争と貧富の差」「安心して暮らすための経済の仕組み」「少子高齢社会における社会保障制度」「発展途上国の希望をふまえ、フェアトレードの利点や課題を考えよう」などの課題を取り上げ、「幸福」「正義」「公正」を枠組みとしてこれらの現代社会の経済課題を考察することを意識した記述となっている。経済課題として考察する場合の特徴に対しても、配慮がなされた記述になっているように思われる。</p>
-------	--	--

### (1) 教科書全体としての分析

「幸福」「正義」「公正」を視座として教科書全体を分析した結果、「第一」を除く三社には以下の三つの共通した傾向が見られるように思われる。

その一つは、「幸福」「正義」「公正」を基本的枠組みとして現代社会の諸課題や社会の在り方を考察するという教科書の構成や内容にそれ程にはなっていないことである。敢えて言えば、今般学習指導要領の求める特徴的な理念ゆえに、教科書検定に対応できる最低限度の水準の記述にとどまるということである。教科書執筆関係者からも、「幸福」「正義」「公正」についてどう対応すべきかの苦慮の声がときとして聞こえてくる。それらの概念に対する教科書全体の構成及び内容について、「東書」では部分的な取扱いがなされているに過ぎないし、「実教」「帝国」ではほとんど配慮や記述がなされていないように思われる。その二つは、現代社会の課題を考察するに及んで「幸福」「正義」「公正」をどのように捉えどのように活用するかの記述が不明確なことである。これらの概念をどのように理解し取り扱うかの記述は、指導要領の目指す理念を踏まえその実質化に向けて力を尽くすべきところだと考える。しかしながら、「東書」「帝国」では説明が不充分であるし、「実教」ではそれについての記述がほとんど見られない。その三つは、「幸福」「正義」「公正」の三つの概念が現代社会の諸課題を捉える枠組みとして相互に関連させて取扱われていないことである。「実教」「帝国」においては、文章表現上の必要に応じて散発的にそれらの概念が用いられているだけで、相互に関連させて取り扱う工夫はほとんど感じられない。「東書」においては、側注欄にある「考える人」のマークを付した課題はそれらの概念を関連させて取り扱うためによく工夫された内容だとは思いますが、抽象的かつ簡略的な記述のため高校生がその趣旨をよく理解し考察の枠組みとするにはかなり難解であり、それを実質化するためには指導者に相当の力量を要求するものと考えられる。

なお、上述の「東書」「実教」「帝国」の三社に主に見られる傾向とは異なり、「第一」のみ教科書全体の構成や記述が学習指導要領「現代社会」の求めに応えたものとなっている。「幸福」「正義」「公正」を基本的枠組みとして現代社会の諸課題を考察する意味や方法についての記述及びそのような考察に適った課題内容など、指導教員や高校生の双方にとって授業展開や学習活動が容易に実質化できる記述となっているように感じられる。

## （2）経済内容についての分析

「幸福」「正義」「公正」を視座とし、学習指導要領「現代社会」の「内容の（2）の現代の経済社会と経済活動の在り方」を中心に「経済内容」に焦点化して教科書分析した結果、以下の三つの共通した傾向が見られるように思われる。

その一つは、「幸福」「正義」「公正」を枠組みとして現代社会の諸課題や社会の在り方を考察するための経済内容が少ないことである。「実教」「帝国」「第一」にその傾向があり、「東書」では他社よりは多く経済内容を取り上げている。選挙権年齢の引き下げを背景に有権者・世論形成者として社会参画するに相応しい資質の育成を意識した場合、経済的意思決定能力こそ重要だと認識すべきである。なぜなら、政治とは経済的利害対立の調整であり、選挙の度に税制や社会保障制度の在り方など経済的課題が大きく俎上に上ることが多いからである。選挙とは政党などのマニフェストによる経済政策の提示という側面が強く、有権者は自身が経済的意思決定をした結果に合致した政治家や政党を選択し投票する。その投票の結果、多数決原理により政権を担当することになった政党などがマニフェストで示した経済政策を実施する。民主主義におけるこの当たり前の手続きを想起すれば、当然のこと有権者の経済的意思決定の誤りはより良い社会の形成にはつながらないと理解される。学習指導要領の「内容の（1）私たちの生きる社会」で「幸福」「正義」「公正」の概念が示されていることに過大に影響されているのであろうか、経済内容にこそ「幸福」「正義」「公正」を枠組みとして現代社会の諸課題や社会の在り方を考察させる学習活動の充実が必要だと認識が希薄なように思える。その二つは、経済や経済課題の本質を踏まえての「幸福」「正義」「公正」を枠組みとした考察とはどうなされるべきかが不明確なことである。「経済」の語源かつ経済の目指すところは「経世済民（世の中をおさめ、民を救うこと）」であり、「経済課題」の本質とは希少な資源の配分をめぐる「経済合理性」と「経済倫理性」の対立である。経済課題を考察するとは、「幸福」「正義」「公正」といった思考の枠組みにこの点を重ねていくことだと言える。そうでなければ、経済的利害対立は利己的・感情的・刹那的な意思決定や争いへと墮していく。ゆえに、「経済の語源」「経済課題の本質」を十分に踏まえた考察のしやすい経済課題が設定されるべきであるが、そのような課題の提示は「東書」「実教」「帝国」ともにそれ程には適切になされていない。「第一」の経済課題は、数は多くないが「経済の語源」「経済課題の本質」を充分踏まえた課題が適切かつ容易な方法で設定されている。その三つは、経済環境が深刻化する現代経済社会において願うべき幸福の方向性が見られないことである。指導要領では、「正義」については何がよりよい社会形成にとって正しいのかということ、「公正」については社会の制度や規範及び行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることだとする。けれども、「幸福」についてはその願いができる限り実現できるよう配慮されていることとされるが、この文言では現代経済社会における経済課題の深刻さを認識し経済社会の目指すべき方向性を探求することは不可能なように思われる。前述のように「経済」における「幸福」の概念の捉え方は多様であり捉えるのは困難であるが、現代経済社会においては「幸福」とは指導要領が別に示す「持続可能な社会の形成」であることが明確になってきている。教科書において、この点を「幸福」

の方向性としてももう少し明確に記述しても良いのではないか。いずれの教科書も「幸福」と「経済」との関係について慎重であり幸福の中身について明確に記述されていないが、これでは厳しい経済環境にさらされる現代社会において羅針盤のない考察を強いられているようなものである。また、「現代社会」で「内容3」を総括とする科目としてのカリキュラムの系統性も保たれないことになる。

## 5、高等学校公民「現代社会」の「経済内容」分析に見る課題

現行学習指導要領が中学校社会「公民的分野」で現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として「対立と合意」「効率と公正」という概念を示し、さらには高等学校公民「現代社会」が社会の在り方を考察する基盤として「幸福」「正義」「公正」という概念を示した。これらの相互に関連した概念が中高で示されたことで、一貫性教育による意思決定能力育成が現実のものとなる可能性が生じてきた。この観点に立脚し「幸福」「正義」「公正」を視座として公民「現代社会」の教科書分析を行った結果、18歳選挙権を意識しつつ経済内容での教科書記述について以下の四点が今後の課題だと思われる。

その一つは、「幸福」「正義」「公正」を枠組みとして現代社会の経済課題や経済社会の在り方を考察させるための内容を充実させることである。教科書会社によりその取扱いに程度の差はあるが、概してそのような考察のための方法や内容の記述は、一貫性教育による経済的意思決定能力の育成を実質化するほどには充実していない。経済や経済課題の本質から経済内容こそこれらの概念を用いての考察に適しており、また選挙とは社会の一員としての各々の意思決定が経済的利害対立を合意に導くプロセスだから、経済内容についてはなおさら充実の必要性を感じる。巨額な財政赤字による国家財政破綻の可能性や少子高齢化による社会保障制度の危機などは、有権者が利己的・感情的・利他的な意思決定に陥った結果だとも考えられる。経済グローバル化の時代において日本を取り巻く環境問題の深刻化や金融の不安定化などの様々な問題も、同様な結果だとも考えられる。教科書の記述内容は、一貫性教育による確かな経済的意思決定能力の育成に応えられる充実したものでありたい。その二つは、「幸福」「正義」「公正」を枠組みとして現代社会の経済課題や経済社会の在り方を考察するための方法が容易に理解されるよう記述することである。「幸福」「正義」「公正」の三つの概念を現代社会の諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うとはどのようなことか、取り分け経済課題に見られる特徴的・典型的な相互の関連とはどのようなことかについて、生徒が容易に学習活動を展開できるように記述されることが望まれる。あらためて、学習指導要領には「幸福」についてはその願いができる限り実現できるよう配慮されていること、「正義」については何がよりよい社会形成にとって正しいのかということ、「公正」については社会の制度や規範及び行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることとの文言を想起し、その説明の不十分さや難解さを認識しつつ教科書として実質化に向けてどう記述すべきかを熟慮してもらいたい。その三つは、経済環境が深刻化する現代経済社会において願うべき幸福の方向性は持続可能な社会の形成だともより明確に記述することである。21世紀の人類課題と言われる「環境」「人口」「食糧」「資源・エネルギー」などの問題に直面する今日、「幸福」とは「持続可能な社会の実現」だと認識しそれに自ら参画していく資質や能力を育成することが重視される。その点については、「持続可能な社会のための教育 (ESD“Education for Sustainable Development”)」として国連のユネスコを中心に世界的に取り組まれている。<sup>17)</sup> また、「幸福」は多様であるとしながらも、持続可能な社会の実現こそこれから皆が願うべき幸福だとのある

程度のコンセンサスを持つことは、「現代社会」の「内容の（3）」に収斂する科目としてのカリキュラムの系統性や教科書内容の系統性を保つことにもなる。

高等学校公民「現代社会」の教科書分析から見た課題とはずれるが、小中高一貫して社会科・公民科が教育目標とする「公的資質の育成」に鑑み、「幸福」「正義」「公正」などの概念を小学校学習指導要領や教科書にまでおろす必要があると考える。<sup>18)</sup> 小学校でも発達段階に応じて一貫性のある教材の開発や実践は可能であり、米国やオーストラリアの「経済教育」ではそのように取り組まれている。<sup>19)</sup> 小・中・高の教科書を出版している教科書会社は、そのようなことに配慮した「現代社会」の教科書とすることが大切だということを、最後に四つ目の課題として付記しておく。

## 6、おわりに

「1、はじめに」でも述べたように、平成27年6月の衆参両院本会議で「公職選挙法等の一部を改正する法律案」の可決により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。来たる平成28年度の参議院選挙では、いよいよ18歳選挙権が現実のものとなることが予想される。ゆえに、「幸福」「正義」「公正」を「知識の核」である「中心概念群」とした小・中・高一貫性教育による経済的意思決定能力の育成が喫緊の課題だと認識される。今般の中高学習指導要領では、これまで以上にその点を意識したものであることが読み取れる。しかしながら、各社の教科書記述が程度の差こそあれ充分にはその期待に応えたものでないことが今回の分析結果から判明した。

一貫性教育による経済的意思決定能力育成を実質化するためには、社会科・公民科教育関係者の研究や実践が何より大切であることは言うまでもない。しかしながら、日本の教育においては主教材として大きな役割をはたしている教科書の記述の変革を抜きにしての実質化は難しい。これまで述べてきたように、そのための課題は多様であり教科書執筆関係諸氏にとっては困難な作業であろうが、今後予想される厳しい経済環境を有権者・世論形成者として生き抜く子どもを育てるためにも対処すべき課題である。戦後、1947年に始まった新教育においては「社会科」が花形教科として最も注目され、「社会科」の動向が日本の将来を決めるとさえ言われた。戦後初の本格的な選挙制度改革が行われた今こそ、その原点に立ち返るときではないかかと思いは大げさ過ぎるであろうか。

最後に、これまで行ってきた教科書分析は「幸福」「正義」「公正」を視座としたものであり、決して四社の教科書の優劣について分析したものではないことを付記しておく。

### 〔注〕

- 1) 宮原 悟『名古屋女子大学紀要』第57号、人文・社会編、平成23年3月、223-235頁。
- 2) 平成20年1月17日での中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」の「8、各教科、科目等の内容」による。
- 3) 一貫性教育の意味の詳細については、『小・中・高一貫の公民形成カリキュラム研究・開発と実践』（魚住忠久、西村公孝編、中部日本教育文化会、1994年9月1日）を参照されたい。
- 4) 「経済教育」の定義は多様であるが、筆者の定義の中核をなす「経済問題解決のための意思決定能力の育成」「市民性（公民性）の育成」などについて、関係者の間でコンセンサスがほぼ得られていると考える。
- 5) 宮原 悟『名古屋女子大学紀要』第58号、人文・社会編、平成24年3月、119-131頁。
- 6) 宮原 悟『名古屋女子大学紀要』第56号、人文・社会編、平成22年3月、101-112頁。
- 7) 注3) 同書。これまでの一貫性教育の研究において、本格的・体系的なそれという点で本書は秀逸である。ゆえに、ここでは本書の「第1編 第1章 第2節 小・中・高“一貫性”の意味と課題」を基に、一貫性

教育カリキュラムの在り方の例として筆者が要約し示した。

- 8) 同上書、8頁。
- 9) 『高等学校学習指導要領解説 公民編』文部科学省、平成21年12月、8－9頁。
- 10) ここでの論理の展開については、注6)を参照されたい。また、同時に「“経済教育”研究（第8報）－“対立と合意”“効率と公正”を視座とした中学校社会「公民的分野」の教科書分析に見る課題－」（宮原 悟『名古屋女子大学紀要』第60号、人文・社会編、平成26年3月、83－93頁）も参照されたい。
- 11) 菱沼宏一『幸せのための経済学』岩波ジュニア新書、2011年6月21日、22－23頁。
- 12) 猪木武徳『経済学に何ができるか』中公新書、2012年10月25日、205頁。
- 13) 間宮陽介他『現代社会（現社301）』東京書籍、平成24年3月27日検定済み。
- 14) 淡路剛久他『最新現代社会（現社303）』実教出版、平成24年3月27日検定済み。
- 15) 浅子和美他『高等学校新現代社会（現社307）』帝国書院、平成24年3月27日検定済み。
- 16) 谷田部玲生他『高等学校新現代社会（現社312）』第一学習社、平成24年3月27日検定済み。
- 17) 注9)の巻末にある参考資料「わが国における“国連持続可能な開発のための教育の10年”実施計画（抄）」などを参照のこと。
- 18) 詳細については、注5)を参照されたい。
- 19) 米国では、小・中・高一貫性を保証するものとして*A FRAMEWORK FOR TEACHING BASIC ECONOMIC CONCEPTS* (National Council on Economic Education 2000) や*Voluntary NATIONAL CONTENTS STANDERDS IN ECONOMICS* (National Council on Economic Education 1997) などがある。オーストラリアでは、Draft Shape of the Australian Curriculum : Economics and Business (Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority 2013) などがある。これらはいずれも、日本の学習指導要領に相当するものである。